

平成26年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
1	監査対象年度	1
2	監査の実施方法及び実施方針	1
3	監査実施機関数及び実施状況	2
第2	監査の結果	7
1	財務に関する事項	7
2	事務に関する事項	10
3	部局別指摘件数	11
第3	監査所見	12
1	予算執行の適正化について	12
2	収入事務の適正化について	12
3	支出事務の適正化について	13
4	契約事務の適正化について	14
5	財産管理の適正化について	14
6	事務処理の適正化について	15
7	財務事務の適正化について	15
第4	部局別の指摘事項	16
	【各部局共通】	16
1	財務に関する事項	16
	[支出]	16
(1)	支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	16
(2)	支払遅延により不経済支出となっていたもの	16
	[契約]	
(1)	予定価格に係る事務が適正でなかったもの	16
2	事務に関する事項	17
	[防火管理体制]	17
(1)	消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	17
	【知事公室】	18
1	財務に関する事項	18
	[予算]	18
(1)	予算の執行時期が適正でなかったもの	18
	[支出]	18
(1)	報酬が過不足払いとなっていたもの	18

【総務部】	18
1 財務に関する事項	18
[収入]	18
(1) 徴収に努力を要するもの	18
(2) 調定事務が適正でなかったもの	18
[支出]	18
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	18
(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	19
【企画部】	20
1 財務に関する事項	20
[支出]	20
(1) 給与に関する事務が適正でなかったもの	20
【環境部】	20
1 財務に関する事項	20
[契約]	20
(1) 契約事務が適正でなかったもの	20
[財産]	20
(1) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	20
【子ども生活福祉部】	20
1 財務に関する事項	20
[予算]	20
(1) 切手が必要以上に購入されていたもの	20
[収入]	20
(1) 徴収に努力を要するもの	20
(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	21
[支出]	21
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	21
(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	21
[契約]	21
(1) 契約事務が適正でなかったもの	21
2 事務に関する事項	21
(1) 許可事務が適切でなかったもの	21
(2) その他事務が適正でなかったもの	22
【保健医療部】	22
1 財務に関する事項	22
[収入]	22
(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	22

[支 出]	22
(1) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	22
[契 約]	22
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22
[財 産]	22
(1) 物品処分伺いをしていなかったもの	22
(2) 切手の管理が適正でなかったもの	22
【農林水産部】	22
1 財務に関する事項	22
[予 算]	23
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	23
[収 入]	23
(1) 徴収に努力を要するもの	23
(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	23
[支 出]	23
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	23
(2) 旅費が過払いとなっていたもの	24
(3) その他支出事務が適正でなかったもの	24
[契 約]	24
(1) 契約事務が適正でなかったもの	24
[財 産]	25
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	25
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	25
【商工労働部】	25
1 財務に関する事項	25
[予 算]	25
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	25
[収 入]	25
(1) 徴収に努力を要するもの	25
[支 出]	26
(1) 給与に関する事務が適正でなかったもの	26
[契 約]	26
(1) 契約方法について改善を要するもの	26
[財 産]	26
(1) 許可事務が適正でなかったもの	26
【文化観光スポーツ部】	26
1 財務に関する事項	26

[収 入]	26
(1) 徴収に努力を要するもの	26
[支 出]	26
(1) 賃金が過不足払いとなっていたもの	26
【土木建築部】	26
1 財務に関する事項	26
[予 算]	26
(1) 収入印紙が必要以上に購入されていたもの	26
[収 入]	27
(1) 徴収に努力を要するもの	27
(2) 請求事務が適正でなかったもの	27
[支 出]	27
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	27
[契 約]	27
(1) 契約事務が適正でなかったもの	27
[財 産]	28
(1) 物品処分伺いをしていなかったもの	28
(2) 切手の管理が適正でなかったもの	28
(3) 公用車の利活用が図られていなかったもの	28
【病院事業局】	28
1 財務に関する事項	28
[収 入]	28
(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	28
[支 出]	28
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	28
(2) 検査調書を作成していなかったもの	30
(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	30
[契 約]	30
(1) 契約事務が適正でなかったもの	30
(2) 契約方法について改善を要するもの	30
[財 産]	30
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	30
(2) 証紙の管理が適正でなかったもの	31
【教育庁】	31
1 財務に関する事項	31
[予 算]	31
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	31

[支 出]	31
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	31
(2) 報償費の支出事務が適正でなかったもの	32
(3) 支出の年度区分が誤っていたもの	32
(4) 検査調書を作成していなかったもの	32
(5) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	32
(6) その他支出事務が適正でなかったもの	33
[契 約]	33
(1) 契約事務が適正でなかったもの	33
[財 産]	33
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	33

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要	34
1 監査対象	34
2 監査期間	34
3 監査の方法及び着眼点	34
4 監査の実施状況	34
第2 監査の結果及び所見	36
1 特記仕様書について	36
2 工事の安全管理に改善を必要とするもの	36
3 建物の安全確保について追加対策の検討が必要なもの	37
4 調査・設計について改善を要するもの	37
5 工事調整会議の実施について	37

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務」と総称する。）について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成26年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

(ア) 未収金の債権管理について

(イ) 沖縄振興特別推進交付金事業について

イ 事務に関する事項

(ア) 重要備品の取得及び管理について

(イ) 金券類（タクシークーポン、テレホンカード等）の管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実 地 監 査	書 面 監 査
知 事 公 室	6	6	5	1
総 務 部	17	17	16	1
企 画 部	8	8	8	0
環 境 部	5	5	5	0
子ども生活福祉部	20	20	18	2
保 健 医 療 部	10	10	9	1
農 林 水 産 部	43	43	43	0
商 工 労 働 部	13	13	12	1
文化観光スポーツ部	6	6	6	0
土 木 建 築 部	24	24	24	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	6	3
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	94	94	56	38
警 察 本 部	45	45	37	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合 計	317	317	262	55

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成27年1月15日から同年8月26日までの間で実施した。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
知事 公室	本庁各課	平成27年7月23～24日 〃 8月11日	子ども生活福祉部	消費生活センター 〃 3月11日	
				平和祈念資料館 〃 2月24日 〃 3月17日	
総務部	本庁各課	平成27年8月4～6日 〃 8月20日	保健医療部	本庁各課 平成27年7月21～22日 〃 8月14日	
	総務事務センター	〃 7月7～9日 〃 8月20日		看護大学 〃 5月22日 〃 6月17日	
	宮古事務所各課	〃 5月13日 〃 6月11日		衛生環境研究所 〃 3月11日 〃 4月23日	
	八重山事務所各課	〃 5月26～27日 〃 6月10日		総合精神保健福祉センター 〃 2月26日 〃 3月17日	
	東京事務所	〃 2月12～13日 〃 3月9日		中央食肉衛生検査所 〃 3月12日 〃 4月23日	
	名護県税事務所	〃 4月14日 〃 5月14日		本庁各課 平成27年7月21～24日 〃 8月18日	
	コザ県税事務所	〃 4月21日 〃 6月10日		北部農林水産振興センター各課 〃 2月24～27日、3月3日 〃 3月24日	
	那覇県税事務所	〃 5月20日 7月27日 〃 6月19日		宮古農林水産振興センター各課 〃 5月19～22日 〃 6月25日	
	自動車税事務所	〃 6月30日 〃 7月24日		八重山農林水産振興センター各課 〃 5月26～29日 〃 6月9日	
	企画部	平成27年6月15～18日 〃 7月31日		農業研究センター 〃 4月21日 〃 5月21日	
	環境部	本庁各課		平成27年6月16～17日 〃 7月28日	農業研究センター 名護支所 〃 4月16日 〃 5月11日
		動物愛護管理センター		〃 3月10日 〃 4月15日	農業研究センター 宮古島支所 〃 5月15日 〃 6月12日
子ども生活福祉部	本庁各課	平成27年7月7～9日、22日 〃 7月31日	農林水産部	農業研究センター 石垣支所 〃 5月26日 〃 6月11日	
	北部福祉保健所	〃 4月16～17日 〃 5月11日		畜産研究センター 〃 2月6日	
	中部福祉保健所	〃 3月12～13日 〃 4月21日		森林資源研究センター 〃 2月4日 〃 3月19日	
	南部福祉保健所	〃 2月12～13日 〃 3月25日		水産海洋技術センター 〃 2月26日 〃 3月17日	
	宮古福祉保健所	〃 5月14日 〃 6月25日		水産海洋技術センター 石垣支所 〃 5月27日 〃 6月8日	
	八重山福祉保健所	〃 5月28～29日 〃 6月8日		海洋深層水研究所 〃 2月6日 〃 4月21日	
	女性相談所	〃 3月10日 〃 4月14日		中央卸売市場 〃 2月27日 〃 3月24日	
	若夏学院	〃 3月5日 〃 4月15日		病害虫防除技術センター 〃 3月12日	
	コザ児童相談所	〃 4月22日 〃 5月11日		中部農業改良普及センター 〃 3月11日 〃 4月21日	
	中央児童相談所	〃 4月22日 〃 5月18日		南部農業改良普及センター 〃 4月14日 〃 5月20日	

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
農林水産部	農業大学校	〃 4月17日 〃 5月20日	土木建築部	都市モノレール建設事務所	〃 5月19日 〃 6月18日
	中央家畜保健衛生所	〃 4月22日 〃 5月21日		下水道管理事務所	〃 4月21日 〃 5月27日
	家畜衛生試験場	〃 4月23日 〃 5月18日		下水道建設事務所	〃 4月24日 〃 5月27日
	家畜改良センター	〃 3月5日 〃 4月28日	出納事務局	会計課	平成27年7月1日 〃 7月24日
	中部農林土木事務所	〃 5月19～20日 〃 6月10日		物品管理課	〃 7月1日 〃 7月24日
	南部農林土木事務所	〃 4月23～24日 〃 5月19日	企業局	本庁各課	平成27年6月9～11日 〃 7月28日
	南部林業事務所	〃 2月27日 〃 3月24日		久志浄水管理事務所	〃 3月6日 〃 4月24日
	栽培漁業センター	〃 4月15日 〃 5月11日		北谷浄水管理事務所	〃 2月12日 〃 3月30日
本庁各課	平成27年7月14～17日 〃 8月17日	県立病院課		平成27年7月21～22日 〃 8月20日	
商工労働部	工業技術センター	〃 3月10日 〃 4月13日	病院事業局	北部病院	〃 6月2～4日 〃 7月23日
	工芸振興センター	〃 2月25日 〃 3月17日		中部病院	〃 6月24～26日 〃 7月23日
	具志川職業能力開発校	〃 3月5日 〃 4月13日		南部医療センター・ こども医療センター	〃 6月9～11日 〃 7月8日
	浦添職業能力開発校	〃 3月4日 〃 4月20日		精和病院	〃 6月2～3日 〃 7月8日
	本庁各課	平成27年8月6～7日 〃 8月17日		宮古病院	〃 6月9～10日 〃 7月14日
文化観光スポーツ部	芸術大学	〃 5月21日 〃 6月12日	八重山病院	〃 6月24～26日 〃 7月13日	
	博物館・美術館	〃 2月17日 〃 3月10日			
	本庁各課	平成27年7月14～17日 〃 8月14日			
土木建築部	北部土木事務所	〃 4月14～15日 〃 5月14日			
	中部土木事務所	〃 4月23～24日 〃 6月10日			
	南部土木事務所	〃 5月21～22日 〃 6月19日			
	宮古土木事務所	〃 5月14～15日 〃 6月11日			
	八重山土木事務所	〃 5月28～29日 〃 6月11日			
	沖縄県ダム事務所	〃 4月15日 〃 5月19日			
	下地島空港管理事務所	〃 5月13日 〃 6月26日			

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
教育 庁	本庁各課	平成27年7月28日～7月31日 " 8月11日	教育 庁	北中城高等学校	平成27年1月16日 " 2月17日
	国頭教育事務所	" 2月24～25日 " 3月24日		那覇西高等学校	" 1月30日
	中頭教育事務所	" 1月28日 " 2月18日		那覇国際高等学校	" 1月21日
	那覇教育事務所	" 1月29～30日 " 2月26日		中部農林高等学校	" 1月21日
	島尻教育事務所	" 1月28日 " 2月26日		美里工業高等学校	" 1月15日 " 2月10日
	宮古教育事務所	" 2月19～20日 " 3月16日		那覇工業高等学校	" 1月22日 " 2月24日
	八重山教育事務所	" 2月19～20日 " 3月27日		南部工業高等学校	" 2月4日
	総合教育センター	" 1月29～30日 " 2月18日		那覇商業高等学校	" 1月22日
	県立図書館	" 2月13日 " 3月10日		沖縄水産高等学校	" 1月28日 " 2月20日
	埋蔵文化財センター	" 1月16日 " 2月13日		開邦高等学校	" 2月4日 " 3月6日
	本部高等学校	" 2月5日		向陽高等学校	" 2月3日
	前原高等学校	" 1月20日 " 2月9日		久米島高等学校	" 2月5日 " 4月21日
	コザ高等学校	" 2月3日 " 3月19日		八重山高等学校	" 2月19日 " 3月27日
	浦添高等学校	" 1月21日 " 2月10日		八重山農林高等学校	" 2月18日 " 3月12日
	那覇高等学校	" 1月23日		八重山商工高等学校	" 2月18日 " 3月12日
	豊見城高等学校	" 1月23日 " 2月12日		宮古総合実業高等学校	" 2月17日 " 3月16日
	知念高等学校	" 2月6日		泊高等学校	" 1月27日
	糸満高等学校	" 1月29日 " 2月20日		沖縄盲学校	" 1月27日 " 2月12日
	西原高等学校	" 1月16日 " 2月13日		沖縄ろう学校	" 1月15日 " 2月17日
	北谷高等学校	" 2月17日 " 3月30日		美咲特別支援学校 (" はなさき分校)	" 1月15日 " 2月10日
	南風原高等学校	" 2月3日 " 3月6日		大平特別支援学校	" 1月20日 " 2月10日
	美里高等学校	" 1月27日		鏡が丘特別支援学校 (" 浦添分校)	" 1月20日
	宜野湾高等学校	" 1月23日 " 2月24日		名護特別支援学校	" 3月4日 " 4月24日
	豊見城南高等学校	" 2月5日 " 4月27日		沖縄高等特別支援学校	" 1月22日 " 2月9日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
警察本部	本部各課	平成27年7月28日～31日 " 8月18日	議会事務局 平成27年6月12日 " 7月16日
	警察学校	" 3月3日 " 4月21日	監査委員事務局 平成27年6月12日
	那覇警察署	" 3月4日 " 4月15日	人事委員会事務局 平成27年7月2日 " 8月26日
	浦添警察署	" 3月3日 " 4月20日	労働委員会事務局 平成27年7月3日 " 8月19日
	宜野湾警察署	" 3月6日 " 4月15日	選挙管理委員会 平成27年6月17日 " 7月31日
	嘉手納警察署	" 3月6日 " 4月14日	海区漁業調整委員会事務局 平成27年7月24日 " 8月18日
	宮古島警察署	" 2月18日	内水面漁場管理委員会事務局 平成27年7月24日 " 8月18日
	八重山警察署	" 2月20日 " 3月11日	収用委員会事務局 平成27年7月14日 " 8月14日

注：1 監査対象機関は平成27年4月1日現在で表記している。

2 監査実施期日欄の日付けが二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成27年8月5日から同月27日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
知事公室	消防学校
総務部	自治研修所
子ども生活福祉部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	北部食肉衛生検査所
商工労働部	大阪事務所
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教育庁	辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 読谷高等学校 普天間高等学校 首里高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 陽明高等学校 与勝高等学校 与勝緑が丘中学校 具志川高等学校 嘉手納高等学校 首里東高等学校 北部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 沖縄工業高等学校 浦添工業高等学校 中部商業高等学校 南部商業高等学校 浦添商業高等学校 具志川商業高等学校 球陽高等学校 宮古高等学校 宮古工業高等学校 伊良部高等学校 名護商工高等学校 那覇特別支援学校 宮古特別支援学校 島尻特別支援学校 八重山特別支援学校 森川特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 西崎特別支援学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算の執行時期が適正でなかったもの	4	広報交流課 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 工業技術センター 県立学校教育課 (4機関)
切手が必要以上に購入されていたもの	1	八重山福祉保健所 (1機関)
収入印紙が必要以上に購入されていたもの	1	中部土木事務所 (1機関)
計	6	(6機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	17	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課 北部福祉保健所 中部福祉保健所 南部福祉保健所 宮古福祉保健所 八重山福祉保健所 農政経済課 森林管理課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 芸術大学 住宅課 中部土木事務所 (24機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
調定事務が適正でなかったもの	1	総務私学課 (1機関)
請求事務が適正でなかったもの	1	南部土木事務所 (1機関)
現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	3	南部福祉保健所 農業研究センター宮古島支所 農業研究センター石垣支所 (3機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	1	保健医療政策課 (1機関)
計	24	(37機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	総務私学課 交通政策課 総合情報政策課 青少年・こども家庭課 障害福祉課 保健医療政策課 健康長寿課 北部農林水産振興センター農業水産整備課 農業研究センター宮古島支所 浦添職業能力開発校 中部病院 八重山病院 (12機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部局共通)	1	消防学校 北部福祉保健所 農業研究センター石垣支所 宜野湾警察署 八重山警察署 (5機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	36	行政管理課総務事務センター コザ県税事務所 障害福祉課 北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 北部農林水産振興センター農業水産整備課 家畜改良センター 道路街路課 下水道管理事務所 県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 文化財課 那覇教育事務所 島尻教育事務所 浦添高等学校 八重山高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 美咲特別支援学校はなさき分校 (23機関)
報酬が過不足払いとなっていたもの	1	防災危機管理課 (1機関)
賃金が過不足払いとなっていたもの	1	文化振興課 (1機関)
支出の年度区分が誤っていたもの	1	八重山農林高等学校 (1機関)
給与に関する事務が適正でなかったもの	2	企画調整課 産業政策課 (2機関)
旅費が過払いとなっていたもの	1	家畜改良センター (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	5	人事課 子育て支援課 保健医療政策課 北部病院 施設課 (5機関)
報償費の支出事務が適正でなかったもの	1	美里工業高等学校 (1機関)
検査調書を作成していなかったもの	2	中部病院 八重山農林高等学校 (2機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	2	家畜衛生試験場 開邦高等学校 (2機関)
計	54	(56機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	看護大学 中部農林土木事務所 栽培漁場センター 具志川職業能力開発校 八重山病院 那覇商業高等学校 沖縄水産高等学校 八重山商工高等学校 (8機関)
契約事務が適正でなかったもの	19	動物愛護管理センター 八重山福祉保健所 コザ児童相談所 保健医療政策課 衛生環境研究所 北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 北部農林水産振興センター農業水産整備課 中部農林土木事務所 南部林業事務所 南部土木事務所 下地島空港管理事務所 下水道建設事務所 北部病院 八重山病院 精和病院 県立学校教育課 向陽高等学校 名護特別支援学校 (18機関)
契約方法について改善を要するもの	3	工業技術センター 中部病院 (2機関)
計	23	(28機関)

(5) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
物品処分伺いをしていなかったもの	2	衛生環境研究所 宮古土木事務所 (2機関)
財産の管理が適正でなかったもの	3	園芸振興課 中央家畜保健衛生所 宮古総合実業高等学校 (3機関)
切手の管理が適正でなかったもの	4	健康長寿課 住宅課 北部病院 八重山病院 (4機関)
証紙の管理が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター (1機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	2	北部農林水産振興センター農業水産整備課 南部土木事務所 (2機関)
公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	1	環境保全課 (1機関)
許可事務が適正でなかったもの	1	工業技術センター (1機関)
計	14	(14機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの (各部局共通)	1	管財課 中部福祉保健所 中部病院 南風原高等学校 八重山高等学校 (寄宿舎) 八重山警察署 (安全運転学校八重山分校) (6機関)
許可事務が適切でなかったもの	1	南部福祉保健所 (1機関)
その他事務が適正でなかったもの	1	八重山福祉保健所 (1機関)
計	3	(8機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項							事務に関する事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	計		H26	H25	
知事公室	1		1				2	2	0	2	
総務部		3	9				12	12	13	△ 1	
企画部			1				1	1	1	0	
環境部				2		1	3	3	0	3	
子ども生活福祉部	1	6	2	2			11	2	13	16	△ 3
保健医療部		1	1	2		2	6	6	4	2	
農林水産部	1	5	5	4		3	18	18	21	△ 3	
商工労働部	1	3	1	1		1	7	7	6	1	
文化観光スポーツ部		1	1				2	2	2	0	
土木建築部	1	4	2	3		3	13	13	7	6	
出納事務局							0	0	1	△ 1	
企業局							0	0	0	0	
病院事業局		1	15	5		3	24	24	41	△ 17	
議会事務局							0	0	0	0	
教育庁	1		14	3		1	19	19	12	7	
警察本部							0	0	4	△ 4	
その他の行政委員会事務局							0	0	0	0	
共通			2	1			3	1	4	5	△ 1
計	H26	6	24	54	23	0	14	121	3	124	
	H25	3	33	54	25	1	11	127	6	133	
増減	3	△ 9	0	△ 2	△ 1	3	△ 6	△ 3		△ 9	

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

- 病院事業局 : 24件 (前年度比 17件減)
- 教育庁 : 19件 (前年度比 7件増)
- 農林水産部 : 18件 (前年度比 3件減)
- 子ども生活福祉部 : 13件 (前年度比 3件減)
- 土木建築部 : 13件 (前年度比 6件増)

第3 監査所見

平成26年度は、監査の結果として、未収金の徴収に努力を要するもの、給与が過不足払いとなっていたもの、支出負担行為が適正でなかったもの、予定価格に係る事務が適正でなかったもの、財産の管理が適正でなかったもの、防火管理体制が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部統制機能の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行の適正化について

年度開始前に入札を実施していたもの、また、切手や収入印紙を必要以上に購入し、不経済な支出となっているものがあつた。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理するとともに、経済性、効率性、有効性を考慮した予算の執行に努めていただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は37億5,937万円で、前年度より10.2%の減少、特別会計の収入未済額は48億6,717万円で、前年度より40.5%減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は19億2,922万円で、前年度より2.0%増加している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。

これまでも未収金対策として、督促や催告の充実強化、コンビニ・クレジット収納など収納機会の拡充、強制執行等の法的措置などによる取組が行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（平成27年8月策定）」などを踏まえ、引き続き、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

(2) 現金の取扱い等

収納金の指定金融機関等への払込が遅延していたもの、出納員名義以外の公金保管用預金口座を開設していたもの、現金収納の際に領収書を交付せず預かり証を交付していたものがあった。

現金の取扱いは、その性質上慎重を要することから、地方自治法、財務規則等に則り厳格に行っていただきたい。

また、申請書や願書に添付された証紙に消印を押していないものがあった。

申請書類等を十分に確認し、証紙条例施行規則等に基づく的確な処理を図ること、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが多数あった（過払い額6,322,235円、不足払い額1,027,618円）。

特に、期末手当や勤勉手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給していたものや休暇等による除算期間を誤っていたものが多く見受けられた。

また、扶養手当において、扶養の事実を確認しておらず、支給要件が欠けているにもかかわらず支給し続けていたものなどがあった。

これらの原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するものや認定や事後確認の段階における管理職員等のチェックミス、支給要件の変更に伴う届出を職員が失念していたなどが考えられる。

職員（企業局、病院事業局、教育庁及び警察本部を除く。）の諸手当に関する事務については、平成27年1月に設置された総務事務センターへ移管されたため、センターへの指摘が多く見受けられた。センターにおいては、今後、諸手当の支給要件や変更届出について、職員へ一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されている諸手当についても、適正なものか定期的に検証する必要がある。

センターによる事務の対象とならない組織については、給与事務に係る制度熟知のための研修の充実強化及び、管理監督者等による指導監督を徹底していただきたい。

また、所得税還付金が還付されずに資金前渡口座に残っていたものがあった。

資金前渡口座を有する機関においては、資金前渡職員による口座の管理を徹底し

ていただきたい。

(2) その他の支出事務

早収期限までに電気料金を支払わなかったことから遅収加算額が生じ不経済な支出となっているもの、支出の年度区分を誤っていたもの、委託料支払の際に所得税を源泉徴収していなかったもの、資金前渡精算を行っていないものがあった。

支出事務については、関係法令の遵守及び再確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。

また、支出負担行為の適正な処理については会計管理者により注意喚起されているところであるが、依然として不適正な事例が多く見受けられた。

各機関においては、職場内会議等で取組を検討すること等により、職員の共通認識を深めるとともに、支出負担行為の処理の適正化に向けた指導監督を強化していただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していないものや執行予定額を超える金額で作成していたもの、入札書の確認を適正に行っていないもの、変更契約を締結していないもの、検査調書を作成していないものなどがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多い。そのため、研修の充実により関係法令の理解の向上を図ることで適正な事務処理に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付すことができるものを分割して随意契約を締結していたものや財務規則に定める額を超えており競争入札に付すべきであるが随意契約を締結していたものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

5 財産管理の適正化について

物品の処分に当たり処分伺いをしていないもの、備品登録が漏れているもの、遊休化しているもの、公用車の利活用が図られていないものや亡失損傷報告をしていないものがあった。

また、切手や証紙の受払簿が作成されていないもの、切手受払簿に記録された残枚数と実際の枚数に相違があるものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

6 事務処理の適正化について

消防法に基づく防火管理者の届出や消防計画の変更及び届出、消火訓練、消防設備の点検・報告をしていないなどの機関があった。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

また、食品衛生法に基づく許可事務が適切でないもの、自家用車を使用した出張について、旅行命令簿を作成していないものがあった。

適正な事務処理が行われるよう、改めて制度や関係法令の周知を図っていただきたい。

7 財務事務の適正化について

物品の処分伺い、予定価格調書の作成など財務規則に定める基本的手続を行っていないもの、支出負担行為や契約において財務規則に基づかない事務処理を行っているものが依然として散見される状況にある。

財務規則は、地方自治法、同法施行令と併せて、県における財務事務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものである。それゆえ、職員一人ひとりにあっては、財務規則の理解及び厳守が強く要請されていることに留意し職務を遂行しなければならない。

管理職員及び出納員などにおいては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底するとともに、所属内、部局内のチェック体制を検証し、内部統制機能の強化に努めていただきたい。

特に、病院事業局においては、不適正な事務処理が多く確認された。病院事業局は、地方公営企業法に基づき、多岐にわたる業務を行っていることから、財務規則に加え、病院事業の独自規程に関する研修や事務指導の強化等についても併せて取り組んでいただきたい。

また、沖縄振興特別推進交付金事業については、一部において改善を要する事項があったことから、関係法令、要綱、関係文書等を十分確認の上、適正な事業の執行に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約について、支出負担行為がなされていなかったもの

- ・ 病院事業局（中部病院）

イ 請負契約又は購入契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間終了後、納品後等に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・ 企画部（交通政策課、総合情報政策課）
- ・ 農林水産部（北部農林水産振興センター農業水産整備課、農業研究センター宮古島支所）
- ・ 商工労働部（浦添職業能力開発校）

ウ 賃貸借契約、購入契約及び請負契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間中に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・ 病院事業局（中部病院、八重山病院）

エ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの

- ・ 総務部（総務私学課）
- ・ 子ども生活福祉部（青少年・子ども家庭課、障害福祉課）
- ・ 保健医療部（保健医療政策課、健康長寿課）

(2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりあった。

- ・ 知事公室（消防学校 2件合計15,132円）
- ・ 子ども生活福祉部（北部福祉保健所 8,376円）
- ・ 農林水産部（農業研究センター石垣支所 4,051円）
- ・ 警察本部（宜野湾警察署 43,101円 八重山警察署 11,204円）

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

予定価格に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかったもの

- ・ 保健医療部（看護大学）
- ・ 農林水産部（栽培漁業センター）
- ・ 商工労働部（具志川職業能力開発校）
- ・ 病院事業局（八重山病院）
- ・ 教育庁（那覇商業高等学校）

イ 予算執行伺いで決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していたもの

- ・ 農林水産部（中部農林土木事務所）
- ・ 教育庁（沖縄水産高等学校、八重山商工高等学校）

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制が適正でないものが次のとおりあった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を選任し、届出をしなければならないが、防火管理者の選任は行っていたが届出をしていなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（中部福祉保健所）
- ・ 教育庁（八重山高等学校寄宿舎）

イ 防火対象物に該当する施設については、施設の増築等で防火対象物に変更があった場合は消防計画の変更及び届出をしなければならないが、変更及び届出をしていなかったもの

- ・ 病院事業局（中部病院）

ウ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないが、実施していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（中部福祉保健所）
- ・ 教育庁（南風原高等学校、八重山高等学校寄宿舎）

エ 消防用設備の機器点検及び報告がなされていなかったもの。

- ・ 警察本部（八重山警察署安全運転学校八重山分校）

オ 消防設備等点検報告書において、改善を要するものが2年間改善されていなかったもの

- ・ 総務部（管財課）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

競争入札における年度開始前の予算執行手続きについては、事前準備手続きの範囲が予算執行伺いから入札前の手続きまでとされているが、航空貨物及び地上貨物運送業務契約において、年度開始前に一般競争入札を実施していた。

(広報交流課)

[支 出]

(1) 報酬が過不足払いとなっていたもの

嘱託員の報酬の支給に当たって、実際の出勤日ではなく勤務計画表の出勤日で算定したため、1名について51,600円の過払い、2名について合計51,600円の不足払いとなっていた。

(防災危機管理課)

【総 務 部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税	(円、%)				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成26年度	104,667,724,425	102,402,410,486	269,161,561	2,143,661,119	97.8
平成25年度	97,620,257,751	94,958,333,886	325,549,059	2,488,568,214	97.3
対前年度比	107.22	107.84	82.7	86.1	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
イ 土地貸付料	72,432,787円	6.2%	4.6%

(管財課)

(2) 調定事務が適正でなかったもの

私立学校幼稚園図書環境整備事業に係る補助金の受入において、財務会計システムへ入力したものの調定調書を出力せず、決裁がなされていなかった。

(総務私学課)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、再任用短時間勤務職員について回数券の金額で認定すべきところを定期券の金額を100分の50減額し認定していた。

また、病気休暇後の支給開始月を誤ったため、41,020円の不足払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、国民健康保険課)

イ 扶養手当の支給に当たって、扶養親族が満22歳以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で413,550円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、那覇県税事務所)

ウ 住居手当の支給に当たって、人事異動の際に給与システムの支給停止を4月に解除しなかったため、297,000円の不足払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、那覇県税事務所)

エ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で71,550円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、中部土木事務所)

オ 単身赴任手当の支給に当たって、配偶者の転居により支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、410,000円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、宮古福祉保健所)

カ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計488,475円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、北部福祉保健所)

キ 住居手当の支給に当たって、母から別棟の住宅を借り受けている場合は、住民票や確定申告書等により賃貸借の事実等を確認する必要があるが、確認が十分でないまま同手当を支給したため、1,305,500円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、北部福祉保健所)

ク 期末手当の支給に当たって、育児休業期間による除算期間の算定を誤ったため、120,432円の不足払いとなっていた。

(コザ県税事務所)

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

政策課題海外自主企画研修に係る通訳料について、資金前渡の精算が3か月以上遅れていた。

(人事課)

【企画部】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与に関する事務が適正でなかったもの

職員に還付すべき年末調整後の再調整による所得税還付金13,600円が、還付されないまま資金前渡口座に残っていた。

(企画調整課)

【環境部】

1 財務に関する事項

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 犬捕獲材（執行予定額126,000円）に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

(動物愛護管理センター)

イ 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、9日間で同一業者に5回発注（各100,000円以下、合計334,137円）していた。

(動物愛護管理センター)

[財 産]

(1) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車を損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していなかった。

(環境保全課)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 切手が必要以上に購入されていたもの

切手の購入について、年度内に払出予定がないにもかかわらず年度末に373,640円分を購入していたため、不経済な支出となっていた。

(八重山福祉保健所)

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	99,386,674円	50.4%	1.1%

(福祉政策課、各福祉保健所)

イ	母子父子寡婦福祉資金			
	貸付金元利収入	172,257,374円	54.2%	△15.8%
	違約金及び延納利息	2,056,396円	56.6%	△15.9%
			(青少年・子ども家庭課、各福祉保健所)	
ウ	児童扶養手当返還金	45,722,878円	93.8%	3.5%
			(青少年・子ども家庭課)	
エ	特別障害者手当返還金	1,815,240円	88.9%	10.0%
			(障害福祉課)	
オ	心身障害者扶養 共済事業費負担金	19,010,570円	77.9%	1.1%
			(障害福祉課)	

(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

児童福祉施設負担金の収納に当たって、納入者を訪問のうえ現金で収納したが、領収書を交付せず預かり証を交付していた。

(南部福祉保健所)

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当の支給に当たって、有給休暇期間を誤って在職期間から除算したため、94,761円の不足払いとなっていた。

(障害福祉課)

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入（3件）について、資金前渡の精算がなされていなかった。

(子育て支援課)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業委託契約における実績報告書について、旅費等に二重に消費税を加算して算定していたものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(八重山福祉保健所)

イ 物品の購入については長期継続契約が認められていないが、児童給食用賄い材料食品等の売買単価契約について、長期継続契約で契約していた。

(コザ児童相談所)

2 事務に関する事項

(1) 許可事務が適切でなかったもの

食品衛生法に基づく食品営業許可手続きにおいて、有効期限が切れたあとに有効期

限内に遡り許可を与えたこととしていた。

(南部福祉保健所)

(2) その他事務が適正でなかったもの

自家用車を使用しての出張について、40件の旅行命令簿が作成されていなかった。

(八重山福祉保健所)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書や願書を受理したときに消印を押さなければならないが、准看護師試験手数料等について消印が押されていないものがあった。

(保健医療政策課)

[支出]

(1) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入(1件)について、資金前渡の精算がなされていなかった。

(保健医療政策課)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 医療安全相談センター相談員用パソコン賃貸借契約において、予算執行伺いの決裁を受ける前に見積書を徴取し契約業者を決定していた。

(保健医療政策課)

イ 実験用動物管理等業務委託及びサーマルサイクラー一式購入に係る入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。

(衛生環境研究所)

[財産]

(1) 物品処分伺いをしていなかったもの

パーソナルコンピューター一式等4件(合計492,823円)の処分に当たって、物品処分伺いをしなければならないが、伺いをしていなかった。

(衛生環境研究所)

(2) 切手の管理が適正でなかったもの

切手受払簿において、過年度からの繰越数量と翌年度の受入数量の記録が異なっているものがあった。また、受入が記録されていないものがあった。

(健康長寿課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

競争入札における年度開始前の予算執行手続きについては、事前準備手続きの範囲が予算執行伺いから入札前の手続きまでとされているが、車両燃料等売買契約において、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	445,420,780円	89.3%	△4.6%
違約金及び延納利息	78,831,242円	94.1%	△4.9%
			(農政経済課)
イ 林業改善資金			
貸付金元利収入	41,546,666円	83.0%	△4.5%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%
			(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	50,221,269円	70.5%	△3.1%
違約金及び延納利息	976,782円	30.1%	△17.2%
			(水産課)

(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

ア 出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならないが、平成26年7月7日に収納した167,900円について同年7月29日に、同年7月18日に収納した83,700円について同年7月30日に払い込んでいた。

(農業研究センター宮古島支所)

イ 資金前渡職員として指定された場合を除き、出納員名義以外の公金保管用預金口座を開設してはならないが、サトウキビ代金専用口座が開設されていた。

また、出納機関が収納した現金は指定金融機関等へ速やかに払い込まなければならないが、当口座に平成26年4月7日に71,367円、同年4月28日に122,759円の入金があったが、同年7月1日に払い込んでいた。

(農業研究センター石垣支所)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなってい

るものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者がいないにもかかわらず配偶者がいる場合の額で認定し同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特地勤務手当の合計で、101,408円の不足払いとなっていた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、92,527円の過払いとなっていた。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

ウ 通勤手当の支給に当たって、高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算定を誤ったため、41,085円の過払いとなっていた。

(家畜改良センター)

(2) 旅費が過払いとなっていたもの

旅行雑費について、長期研修による減額調整の算定を誤ったため、89,640円の過払いとなっていた。

(家畜改良センター)

(3) その他支出事務が適正でなかったもの

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税を源泉徴収せずに支払っていた。

(家畜衛生試験場)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 機械警備委託業務において、消費税改定に伴う契約金額の変更契約を締結せずに、消費税改定後の委託料を支払っていた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 長期継続契約においては、契約書の作成を省略することはできないが、長期継続契約による真喜屋ダム緊急気象情報委託業務において、契約書を省略し請書を提出させていた。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

ウ サーバー賃貸借契約（執行予定額648,000円）に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

また、予算執行伺い時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(中部農林土木事務所)

エ 名城海岸防災林造成工事に係る契約保証金の払い出しにおいて、完了検査を実

施する前に契約保証金還付請求書のみで、払い出しされていた。

(南部林業事務所)

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

ア 備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、沖縄型植物工場プラント等（合計57,732,384円）について、登録していなかった。

(園芸振興課)

イ 取得後27年が経過した顕微鏡（5,900,000円）について、使用がなされておらず、今後も使用する見込みはないにもかかわらず、必要な手続きがなされていなかった。

(中央家畜保健衛生所)

(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数（9日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

競争入札における年度開始前の予算執行手続きについては、事前準備手続きの範囲が予算執行伺いから入札前の手続きまでとされているが、消防設備保守点検業務委託契約において、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

(工業技術センター)

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	3,872,971,542円	51.7%	△45.8%
違約金及び延納利息	50,715,275円	100.0%	0.0%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,382,180円	12.0%	△28.3%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 使用料相当損害金等	37,771,636円	100.0%	0.0%
			(企業立地推進課)

[支 出]

(1) 給与に関する事務が適正でなかったもの

職員に還付すべき年末調整後の再調整による所得税還付金19,000円が、還付されないまま資金前渡口座に残っていた。

(産業政策課)

[契 約]

(1) 契約方法について改善を要するもの

試験機器点検調整・校正作業委託（執行予定額652,320円）及びオートグラフ点検・校正業務委託（執行予定額432,000円）について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(工業技術センター)

[財 産]

(1) 許可事務が適正でなかったもの

駐車場を民間企業に使用させていたが、行政財産の目的外使用許可手続きがなされていなかった。

(工業技術センター)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
県立芸大授業料	2,143,200円	0.8%	700.0% (芸術大学)

[支 出]

(1) 賃金が過不足払いとなっていたもの

賃金の支給に当たって、出勤日数を誤って算定したため、28,392円の過払い、5,479円の不足払いとなっていた。

(文化振興課)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 収入印紙が必要以上に購入されていたもの

収入印紙の購入について、前年度から1,665,800円相当額が繰り越され、当該年度の払出高は80,200円分であるにもかかわらず、600,000円分を購入したため、不経済な支出となっていた。

(中部土木事務所)

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	708,945,282円	12.5%	1.1% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	36,025,965円	10.8%	15.5% (住宅課)
ウ 中城湾港施設使用料	2,387,208円	2.5%	114.6% (中部土木事務所)

(2) 請求事務が適正でなかったもの

港湾施設使用料(195,802円)について、納入期限までに納付がないにもかかわらず、督促状の発出、文書、電話等による催告が行われず、1年以上未納となっていた。

(南部土木事務所)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 通勤手当の支給に当たって、産前休暇を取得する職員について回数券の金額で支給すべきところを定期券の金額で支給したため、37,406円の過払いとなっていた。

(道路街路課)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、基準日に採用された臨時的任用職員に対し支給がなされていなかったため、期末手当及び勤勉手当の合計で74,233円の不足払いとなっていた。

(下水道管理事務所)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、29日間で同一業者に9回発注(各100,000円以下、合計583,699円)していた。

(南部土木事務所)

イ さしばの里フェンス設置工事（執行予定額2,376,000円）に係る随意契約において、2者以上見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

（下地島空港管理事務所）

ウ 作業服等購入（執行予定額135,150円）に係る随意契約において、2者以上見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

（下水道建設事務所）

〔財 産〕

(1) 物品処分伺いをしていなかったもの

長机等193件（合計12,466,514円）の処分に当たって、物品処分伺いをしてなければならないが、伺いをしていなかった。

（宮古土木事務所）

(2) 切手の管理が適正でなかったもの

2件160円分の切手が誤って払い出され、職員の私用に使われていた。

（住宅課）

(3) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数（49日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

（南部土木事務所）

【病院事業局】

1 財務に関する事項

〔収 入〕

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成26年度末における医業未収金（個人負担分）は1,929,227,862円となっており、前年度末より37,278,833円（2.0%）増加し多額となっていた。

（県立病院課、各県立病院）

〔支 出〕

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法で認定すべきであるが、通勤経路を誤って認定していた。

また、定期券の金額により認定すべきところ回数券の金額で認定したため、55,888円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

イ 通勤手当の支給に当たって、通勤距離が30キロメートル未満のところを30キロメートルで認定し支給したため、36,000円の過払いとなっていた。

(県立病院課)

ウ 通勤手当の支給に当たって、消費税率の変更に伴う認定額の変更がなされていなかった。また、支給月を誤ったため、46,710円の不足払いとなっていた。

(県立病院課)

エ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため101,649円の過払いとなっていた。

(北部病院)

オ 期末手当の支給に当たって、在職期間の区分を誤ったため121,874円の不足払いとなっていた。

(中部病院)

カ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、同居している祖母の収入の確認が十分でないまま同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で1,276,591円の過払いとなっていた。

(中部病院)

キ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定するが、除算日数を誤って同手当を支給したため、52,630円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

ク 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定すべきであるが除算されていなかったため、94,387円の過払いとなっていた。

(宮古病院)

ケ 勤勉手当の支給に当たって、休職による除算期間の算定を誤ったため、46,792円の過払いとなっていた。

(宮古病院)

コ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて162,888円、職員Bについて84,402円、職員Cについて55,076円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

サ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、40,633円の過払いとなっていた。

(精和病院)

(2) 検査調書を作成していなかったもの

契約代金が100万円以上の備品の購入について、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(中部病院)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入(1件)について、資金前渡の精算が6か月遅れていた。

(北部病院)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 臨床研修医住宅賃貸借契約において、年度途中で1室追加しているが、追加に伴う変更契約を締結していなかった。

(北部病院)

イ ファイルメーカーソフト購入(執行予定額381,519円)に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

また、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続きもなされていなかった。

(八重山病院)

ウ 中央監視装置更新工事において、工期を延長しているが、変更契約を締結していなかった。

(精和病院)

(2) 契約方法について改善を要するもの

ア 消防用設備保守点検業務(執行予定額3,050,250円)において、入札に付すべきであるにもかかわらず、随意契約により契約が締結されていた。

(中部病院)

イ ファンコイルハウジング修繕取替(23件、合計3,226,392円)について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約していた。

(中部病院)

[財 産]

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

ア 切手について、受入、払出をすべて切手受払簿に記録する必要があるが、記録

がなされていないものがあった。

(北部病院)

イ 西表西部診療所においては、八重山病院から切手の送付を受け使用しているが、切手受払簿が作成されていなかった。

(八重山病院)

(2) 証紙の管理が適正でなかったもの

証紙について、受払簿が作成されていなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

プロポーザル方式における年度開始前の予算執行手続きについては、事前準備手続きの範囲が予算執行伺いから企画審査までとされているが、就職活動キックオフ事業業務委託に係る随意契約（プロポーザル方式）において、年度開始前に審査結果を通知していた。

(県立学校教育課)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、支給額の算定方法に誤りがあり、また、支給対象とならない出張中の移動期間についても同手当を支給したため、60,457円の過払いとなっていた。

(文化財課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて104,684円、職員Bについて65,534円の過払いとなっていた。

(那覇教育事務所)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定すべきであるが除算されていなかったため、70,883円の過払いとなっていた。

(島尻教育事務所)

エ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日未満であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、36,748円の不足払いとなつて

いた。

(浦添高等学校)

オ 扶養手当の支給に当たって、別居している母の月単位の給与所得額が、年所得限度額の12分の1程度以上あり支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当の合計で535,133円の過払いとなっていた。

(八重山高等学校)

カ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で556,400円の過払いとなっていた。

(泊高等学校)

キ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間の一部を在職期間に含めていなかったため、93,432円の不足払いとなっていた。

(沖縄盲学校)

ク 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、62,115円の過払いとなっていた。

(美咲特別支援学校)

(2) 報償費の支出事務が適正でなかったもの

非常勤講師の報償費の支出に当たって、非常勤講師Aに対する支給額77,000円を非常勤講師B、非常勤講師Bに対する支給額66,000円を非常勤講師Aに支給対象者を誤って支給していた。

(美里工業高等学校)

(3) 支出の年度区分が誤っていたもの

電話料金の支出に当たって、支出の原因である事実の存した期間の属する会計年度で支出すべきであるが、翌年度の予算で支出していた。

(八重山農林高等学校)

(4) 検査調書を作成していなかったもの

シロアリ防除業務委託契約において、契約代金を定期的に支払うことがあらかじめ定められ1回あたりの支払金額が100万円以上であれば、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(八重山農林高等学校)

(5) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入(3件)について、資金前渡の精算がなされていなかった。

(施設課)

(6) その他支出事務が適正でなかったもの

予算を執行しようとするときは、その理由、金額等必要な事項を記載した書類を作成し予算執行伺いをしなければならないが、校舎保安警備委託の予算執行伺いにおいて、金額が設定されていなかった。

(開邦高等学校)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 専門家活用体制整備委託契約において、事業実施箇所の変更がなされているが、契約書に基づく変更の申し出及び承認がなされていなかった。

(県立学校教育課)

イ 契約金額が100万円以上の契約については、契約書を作成しなければならないが、センサースイッチ一式購入(1,089,504円)について、請書が提出されていた。

(向陽高等学校)

ウ キーボードアンプ等備品購入(250,776円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続きもなされていなかった。

(名護特別支援学校)

[財 産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

学校用地として借り受けている国有地について、土地の賃借権は公有財産に該当しないにもかかわらず行政財産の目的外使用許可により第三者に使用させていた。

また、借地を転貸するには賃貸人の承諾が必要であるが、承諾を得ていなかった。

(宮古総合実業高等学校)

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成25年度、平成26年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部 6 機関、農林水産部 3 機関、企業局 1 機関
- (3) 監査対象工事等

工事については、当初請負額5,000万円以上の工事から34件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから3件を抽出し監査対象とした。

2 監査期間

平成27年4月30日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続きは適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画、設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成27年7月14日 ～7月15日	沖縄クラウドデータセンター（仮称）データセンター棟新築工事（建築2工区） 沖縄クラウドデータセンター（仮称）新築工事（電気1工区） 国際物流拠点施設新築工事（建築2工区） 国際物流拠点施設新築工事（機械）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
北部土木事務所	平成27年6月17日 ～6月19日	国道505号道路改良工事（H25-2工区） 田原橋橋梁補修工事 国道331号大保福地橋橋梁耐震補強工事（H25-1） 本部港（本部地区）防波堤（沖）ケーソン製作工事（H26-6-北振） 国道331号トンネル設計業務委託（塩屋工区）
中部土木事務所	平成27年6月24日 ～6月26日	宜野湾北中城線道路改良工事（H25-1） 3・2・6号胡屋泡瀬線街路改良工事（H25-1） 伊計平良川線世開橋補修工事（H25） 中城湾港（泡瀬地区）中仕切堤及び養浜整備工事（H26-2） 胡屋泡瀬線（胡屋橋梁）実施設計業務委託（H25）
南部土木事務所	平成27年7月8日 ～7月10日	宜野湾南風原線1号線上部工工事 南風原中央線街路改良工事（H25-1工区） 県道43号線夫婦橋橋梁改築工事（上部工） 中城湾港（西原与那原地区）浮棧橋整備工事（H26-1） 南部東道路橋梁調査測量設計業務委託（高平高架橋）
宮古土木事務所	平成27年6月30日 ～7月1日	伊良部大橋橋梁整備第8期工事（上部工その10） 保良西里線道路改修工事（H25-2） 長山港（渡口地区）浮棧橋整備工事
下水道建設事務所	平成27年7月2日 ～7月3日	宜野湾浄化センター汚泥処理棟築造工事（その4） 宜野湾浄化センターガスタンク機械設備工事M13 宜野湾浄化センター水処理施設築造工事（その2）
北部農林水産振興センター	平成27年8月4日 ～8月5日	小浜地区畑地かんがい施設工事（南工区） 恩納村第2地区土砂流出防止対策事業（2工区） 名護漁港改修工事（H25-繰-1）
南部農林土木事務所	平成27年8月6日 ～8月7日	南大東地区第3防波堤工事（25-6） 吉富地区ソージガー貯水池工事（25-2） 糸満市第4地区沈砂池工事

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
宮古農林水産振興センター	平成27年7月2日 ～7月3日	マクソコ地区畑地かんがい施設工事（H25-1） 西新生地区ほ場整備工事（H26-2） 池間漁港岸壁改良工事
企業局建設計画課	平成27年6月9日 ～6月11日	新石川浄水場高度処理電気計装設備工事（その1） 北谷浄水場排泥池建設工事 西原～糸満送水管布設工事（豊原工区）その1

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、10機関37工事等を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行った。

その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に執行されているが、次の項目について改善・検討を要するものがあった。

今後とも、法令等の遵守を徹底するとともに、適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。

この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に不必要な内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件を明示すべきところが明示されていなかったりといったことが見受けられる。

特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう徹底していただきたい。

（土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項）

2 工事の安全管理に改善を必要とするもの

防波堤工事において、防波堤基礎掘削は発破により行われている。発破作業を行うには労働安全衛生法の規定に基づき発破技士等の資格が必要である。

しかし、水中での発破作業においては、発破技士の指揮の下、発破技士等の資格を有しない潜水士によって火薬装てん作業が行われていた。

今後、水中での発破作業は発破技士等の資格を有した潜水士により行うよう改めて
いただきたい。
(南部農林土木事務所)

3 建物の安全確保について追加対策の検討が必要なもの

建物新築工事において、2階、3階に植栽のためのバルコニーが設置されている。
このバルコニーは、植栽の管理を行う者のみが作業を行うために利用する場所となっ
ている。

しかし、バルコニーに設置された転落防止用横桟は1本のみであるため、今後の維
持管理作業を含めた安全確保について、設備の見直し又は安全面での追加対策を検討
していただきたい。

(施設建築課)

4 調査・設計について改善を要するもの

橋梁耐震補強工事において、既設部に鉛塗装が実施されており、既設塗装記録表に
明示されていた事項を参考としなかったため、鉛中毒予防規則に基づく作業時の安全
対策及び廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分が必要になり、工期の延期
が生じていた。

事前の調査不足による工期変更が生じないように十分留意していただきたい。

(北部土木事務所)

5 工事調整会議の実施について

橋梁補修工事や上下水道設備工事等において、特に専門的な技術内容を含む工事
については、設計の意図を十分に理解し、工程の変更や工期の遅れを防ぐために、
発注者、設計委託会社及び受注者の三者による工事調整会議を実施することを今後
検討していただきたい。